

日時：令和5年2月22日（水）14：30～

場所：個人情報保護委員会 委員会室

出席者：丹野委員長、小川委員、中村委員、大島委員、浅井委員、藤原委員、梶田委員、高村委員、

松元事務局長、三原事務局次長、山澄審議官、森川総務課長、吉屋参事官、

栗原参事官、香月参事官、小嶋参事官、片岡参事官、石田参事官、松本研究官

○森川総務課長 定刻になりましたので、会議を始めさせていただきます。

本日は、加藤委員が御欠席となっております。

以後の委員会会議の進行につきましては、丹野委員長にお願いいたします。

○丹野委員長 それでは、ただいまから、第233回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は二つございます。

議題1 「『個人情報の保護に関する法律に係るEU及び英国域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール』の改正（案）に関する意見募集の結果について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 先日、御審議いただきました「個人情報の保護に関する法律に係るEU及び英国域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール」の一部を改正する告示案について、令和4年12月23日金曜日から令和5年1月27日金曜日までの間に意見募集手続を実施いたしましたので、その結果について御説明いたします。

資料1-1を御覧ください。今回の意見募集に対して、21の個人又は団体から延べ27件の御意見が寄せられ、これらの御意見に対する当委員会の考え方について、別紙1及び別紙2のとおり取りまとめました。

続きまして、資料1-2を御覧ください。こちらが別紙1になります。先ほど申し上げました、寄せられた21の御意見提出者と27件の提出御意見の内訳を示しております。

続きまして、資料1-3を御覧ください。こちらが別紙2となります。寄せられた御意見とそれに対する考え方をまとめたものとなります。

なお、御意見に対する考え方の中で「本案」という表現がございますが、これは今回の意見募集の実際の対象である仮名加工情報に係る補完的ルール案のことを示します。この仮名加工情報に係る補完的ルール案については、資料1-4の9ページから11ページまでを御参照いただきますようお願いいたします。これは、令和4年12月14日の第226回個人情報保護委員会でお示した資料と同じものです。

それでは、主な御意見と考え方について説明をさせていただきます。

まず、番号3-2を御覧ください。個人データを仮名化した形態で、充分性認定に基づきEUから日本に移転した場合において、個人データとして扱えばよいか、個人関連情報として扱えばよいかとの御趣旨の御意見を頂いております。これに対する考え方としては、個人情報に該当するか否かは個人情報保護法（以下「法」という。）第2条第1項に従っ

て判断されるとして、当該条項の規定の説明を記載しております。

続きまして、番号9、11を御説明します。これらの御意見は、仮名加工情報を統計目的のために取り扱って、それにより作成された統計結果については、本案中の規定として特定の個人に関する措置又は決定を裏付けるために利用してはならないとの記述がございますところ、この規定が適用されるのはどのような場合かを照会するものであります。

番号9を御覧ください。仮名加工情報を集計・解析した統計結果を当該仮名加工情報に含まれない「特定の個人」に当てはめる場合は、この利用が認められるのかとの御趣旨の御意見を頂いております。

番号11を御覧ください。仮名加工情報を基に作成した統計結果を別途測定した個人の計測値と比較する場合は認められるのかとの御趣旨の御意見を頂いております。

これらに対する考え方としては、本案は、仮名加工情報自体の取扱いについて定めたものであると記載しております。本案は、御意見の照会の場合には当たらないこととなります。

続きまして、番号14-1を御覧ください。個人情報ของ安全管理の一環として仮名加工処理をした場合の取扱いについて、本案に追記すべきとの御趣旨の御意見を頂いております。これに対する考え方としては、安全管理措置の一環として、一部の個人情報を削除した上で引き続き個人情報として取り扱う場合には、本案の適用の対象外であると記載しております。

番号17-2を御覧ください。「統計目的」には、機械学習の学習データとしての入力に用いることも該当するのかとの御意見を頂いております。これに対する考え方としては、本案における統計目的での処理に該当する事例として、仮名加工情報から共通要素に係る項目を抽出して同じ分類ごとに集計するなどして集計データを作成し、それらを利用することをお示した上で、個別の事案ごとの判断となりますが、機械学習により、この方法と同様の方法により集計データを作成する場合には、仮名加工情報を当該機械学習の学習用データセットとして用いることも、本案における「統計目的」に該当すると記載しております。

番号17-3を御覧ください。本案中、「提供を受けた個人情報を加工して得られた仮名加工情報は」との語句は曖昧な表現である、また、「法第41条に基づき取り扱われることとする」との趣旨は、法第42条ではなく法第41条が適用されるという意味か、との御意見を頂いております。これに対する考え方としては、本案は、「EU又は英国域内から充分性認定に基づき提供を受けた個人情報」を加工して得られた仮名加工情報が、個人情報ではない仮名加工情報である場合であっても、法第42条ではなく、法第41条に基づき取り扱われることを示していると記載しております。

番号18を御覧ください。仮名加工情報に係る補完的ルールに違反する場合、どのような制裁措置を受けるおそれがあるのかとの御意見を頂いております。これに対する考え方としては、補完的ルールの前書きを参照しつつ、個人情報取扱事業者が補完的ルールに定め

る義務を遵守しない場合、個人情報保護委員会は、法第145条に基づく措置を講ずる権限を有しますと記載しております。

番号19を御覧ください。仮名加工情報を統計目的以外で利用する必要がある場合は、どうすれば利用できるのかとの御意見を頂いております。これに対する考え方としては、仮名加工情報を統計目的以外のためには利用はできないため、引き続き個人情報として取り扱う必要があると記載しております。

説明は以上となります。

本日、御審議の上、内容につき御了承いただけましたら、意見募集結果の公表に向けた手続を進めてまいりたいと存じます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

大島委員、どうぞ。

○大島委員 今回の意見募集では、延べ27件のいずれも貴重な御意見を頂きまして、深く感謝申し上げたいと思います。

今回の意見募集を通じまして、「仮名加工情報に関わる補完的ルール」の内容が明確になったと思われませんが、まず丁寧に説明していくことが大事であると考えております。事務局においては、引き続き適切に対応していただきたいと思っております。

日EU間及び日英間の相互認証のレビューは、最終局面を迎えつつありますが、今後とも必要な手続を進めていただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ほかにどなたか御質問、御意見等がございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。事務局においては所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。本議題の資料、議事録及び議事概要については、準備が整い次第、委員会のホームページで公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。

議題2「尼崎市USBメモリ紛失事案に対する個人情報の保護に関する法律に基づく行政上の対応について」、事務局から説明をお願いいたします。

(内容について一部非公表)

○事務局 御説明させていただきます。

令和4年6月23日、尼崎市が住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事務にお

ける保有個人情報の取扱いをBIPROGY株式会社（以下「ビプロジー社」という。）に委託していたところ、同社の委託先である有限会社リンクドゥ（以下「リンクドゥ社」という。）の従業員が、尼崎市全住民の住民基本台帳の情報等個人情報を含むUSBメモリを紛失したとして公表を行いました。当委員会は、ビプロジー社に対し、同年9月21日、個人情報保護法（以下「法」という。）第144条の規定に基づき指導を行いました。

その後、同年11月30日及び令和5年1月31日に、ビプロジー社から改善状況の報告を受け、ヒアリングの上、実施状況の確認を行いました。また、当委員会は、リンクドゥ社に対し、同社の個人情報の取扱いに関してヒアリング等の調査を行い、安全管理措置上の問題点の有無について確認を行いました。

指導に対する改善策の実施状況です。

組織的安全管理措置について御説明します。従前、ビプロジー社では、本件業務において、開発プロジェクト工程における個人データの取扱上のリスクについて現場担当者のみで判断することが実態となっておりました。

また、同社内に個人データの取扱いに係る規律自体は存在していたものの、実際には、現場において同規律に従った運用は確保されておらず、本件業務に携わった者等が同規律に反した取扱いを行った結果、個人データが保存されたUSBメモリを紛失する本件事案に至ったものであります。

これらの問題点に関し、当委員会は、ビプロジー社に対して、組織体制の整備、必要に応じた規律の見直しにつき指導を実施したところ、同社は、次のとおり、各観点から組織的安全管理措置の改善策を実施しております。

ビプロジー社は、自社における個人情報の取扱いに関する総点検を行いまして、同点検で洗い出した業務が適切に運用されるよう、組織長がセキュリティ対策状況について週次で確認を行うよう義務付ける運用を開始しております。また、本件事案を機に新設したセキュリティ専門組織である総合セキュリティ運営会議が、継続的に、前記セキュリティ対策状況の妥当性を審査し、客観的にモニタリングする体制としています。

ビプロジー社は、情報セキュリティポリシー、ビジネスプロセス関連規程について改定しました。

ビプロジー社は、グループ企業の全従業員及び委託先企業に対して、セキュリティ対策の理解と個人情報取扱ルールを再徹底させるための教育研修を実施しました。同研修については、今後も定期的の実施する計画としております。

以上のとおり、ビプロジー社における組織的安全管理措置に関する改善策の実施状況に問題は認められないといえます。

物理的・技術的安全管理措置についてです。

ビプロジー社は、本件業務において、入退室管理及び電子媒体の盗難防止措置等を適切に講じていなかったところ、本件事案を受け、個人データを取り扱う業務は入退室管理区域に限定する、電子媒体の保管庫を施錠管理するなどの再発防止策を策定しております。

ビプロジー社は、自律的に策定した再発防止策を継続的に実施していることから、物理的・技術的安全管理措置に関する改善策の実施状況に問題は認められないと考えております。

委託先の監督についてです。

本件業務において、ビプロジー社は、個人データの取扱いにおいて講ずべき安全管理措置を委託先の従業者らに一任し、その検討結果の確認も行っておりませんでした。この問題点に関し、当委員会は、ビプロジー社に対して委託先における個人データの取扱状況についても適切に把握する仕組みを構築し、モニタリング機能の強化を行うように指導を実施したところ、同社は、次のとおり、各観点から委託先の監督について改善策を実施しております。

ビプロジー社は、個人情報の取扱いを伴う業務における委託先の有無、委託する場合の体制、委託先の安全管理措置の状況、委託先への教育研修状況等を確認しております。

ビプロジー社は、洗い出した個人データの取扱いの委託について、総合セキュリティ運営会議の中で、要改善事項がないか継続的にモニタリングしております。

以上のとおり、この改善策の実施状況に問題は認められないと考えております。

リンクドゥ社です。

リンクドゥ社における個人データの取扱いに係る規律ですが、リンクドゥ社は、自社において個人情報取扱規程及び情報セキュリティ管理規程を策定し、自社における個人データの取扱方法や情報資産の自社からの持ち出しのルールを一定程度整備しておりました。

もっとも、本件業務に係る業務委託契約書において、リンクドゥ社の個人データの取扱いは、尼崎市情報セキュリティ対策基準等の委託元における規律を遵守するよう規定されており、同社は、本件業務において自社の従業者に個人データを取り扱わせるに際し、前述した自社の固有の規律に加え、委託元における規律を遵守するよう適切な人的安全管理措置を講じなければなりませんでした。

リンクドゥ社の安全管理措置に関する問題点及び改善策の実施状況です。リンクドゥ社は、ソフトウェア開発業を行う従業者10名未満の個人情報取扱事業者です。

リンクドゥ社では、各従業者の入社時に、誓約書にて自社の情報セキュリティに関する事項を遵守する旨の誓約をさせた上で注意喚起を行いまして、同社に入社した後の各従業者の教育研修については、委託元のセキュリティ研修を受講することとしておりました。

しかし、リンクドゥ社では、半年に一度、管理者が各従業者に対して人事管理のための面談を行っていたものの、各従業者が委託元で個人データの取扱いを行っている状況についての聞き取りは行っておらず、把握しておりませんでした。

また、個人データの取扱いを行うための教育を、委託元において受講しているか否かについて適切に把握する機会すら設けておりませんでした。

本件事案発生後にリンクドゥ社が自律的に講じた改善策について御説明します。リンクドゥ社では、本件事案発生を受けて、次の人的安全管理措置の改善策を講じております。

一つ目として、半年に一度の面談のときに、委託元での個人データの取扱状況及び委託元でのセキュリティ研修の実施状況について聞き取りを行う、二つ目として、年に一度、全ての従業員に対して情報セキュリティ研修を実施する、としております。

ビプロジー社ですが、ビプロジー社から提出された改善策の実施状況報告に関して、前述のとおり特段の問題点は見当たらず、当委員会の指導に対する一定の改善が確認できたものであります。当委員会としては、今後も改善策が確実に実施されること等を引き続き注視してまいりたいと考えております。

リンクドゥ社ですが、法第144条の規定に基づき指導を行うこととしたいと考えております。

最後に、対外公表について案をお示しさせていただきます。令和4年9月21日に指導を行った際の取扱いと同様に、資料2「尼崎市USBメモリ紛失事案に対する個人情報の保護に関する法律に基づく行政上の対応について（案）」を委員会ホームページに公表することにより、当委員会の指導に対する従業員の改善状況等を適切な範囲で公表することとしたいと考えております。

事務局からの説明は、以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

小川委員。

○小川委員 御説明ありがとうございます。

委託先の監督について、意見を述べたいと思います。本件の業務委託関係にも見られるとおり、下請会社や孫請会社といった多重の下請構造は、IT業界では珍しくないと思います。ただ、このような多重の下請構造にあっても、委託元が、自社の従業員に適切な教育研修や指導を行うことと同様に、下請会社や孫請会社に対しても、委託元の責任において、個人情報の安全管理措置が徹底されているか、適切に監督・管理することが重要だと思います。

今回、当委員会で行う事案の公表に加え、業界においても同様の課題を抱えている事業者に対して、個人情報の安全管理に関する呼び掛け等を是非行ってほしいと思います。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

藤原委員、お願いいたします。

○藤原委員 行政機関における公表の在り方について、一言申し上げます。

本件事案は、尼崎市全住民約46万人の住民基本台帳等の個人データを含むUSBメモリを所持したまま飲食店に立ち寄り、紛失したという事案であります。行政機関における公表には様々な機能がありますが、本件の公表については、関与した事業者及び事故原因が明確となっていることを前提として、公表の目的・結果等を勘案して総合的に判断する必要があると思っております。

本件では、結果的に、二次被害を生じさせるような漏えい等は発生しておりませんが、この点を踏まえても、取り扱っている情報の性質、量、又はその管理の在り方の問題等を勘案しますと、国民に与えた不安感等の影響は極めて大きいのではないかと考えられます。今日のように個人情報様が様に利用される社会であることを前提としますと、この不安感が大きかったことは否めないのではないかと考えます。

そこで、このような事案を二度と発生させないために、全ての個人情報取扱事業者に対し、本件事案の原因の分析結果や再発防止策に関する情報提供を適切に行うことは、当委員会の責務として大変に重要なことと考えられます。

また、当委員会が調査した結果として、事案に係る各事業者が講じた再発防止策についても一定の評価ができるという点も含めて情報提供を行うということは、国民の権利・利益の保護に適った対応ではないかと考えます。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ほかにどなたか御質問、御意見等がございますでしょうか。よろしいでしょうか。

私からも一言申し上げます。当委員会は、ビプロジー社及びリンクドゥ社に対し、個人情報保護法に基づく指導を行うものでありますが、尼崎市においても、自ら調査委員会を立ち上げ、再発防止策を講じていることも承知しております。このような重大な結果を引き起こし、多数の国民を不安にさせた本件であります。同種事案を二度と繰り返さないためには、委託元である尼崎市をはじめとする関係者全体が、本件事案を自らの問題として、再発防止のために根本的な意識改革と再発防止策の実施について、一時的ではなく、継続的に取り組むことが必須と考えます。

さらに、令和5年4月1日に改正個人情報保護法が全面施行された後は、地方公共団体における個人情報の取扱いについても個人情報保護法の規律が適用され、当委員会が監視・監督を行うこととなるため、今後、各地方公共団体に対して、特に本件事案を踏まえた個人情報の適正な取扱いが確保されるように働きかけることは、当委員会の重要な責務であると考えます。

ほかにどなたか御質問、御意見がございますでしょうか。

それでは、特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。事務局においては所要の進めを進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。本議題は、事案の社会的な影響を勘案し、配付の公表資料と当該資料に係る議事録及び議事概要の部分については、準備が整い次第、委員会のホームページで公表し、それ以外の資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分については公表しないこととしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。
では、本日の議題は以上です。
本日の会議はこれで閉会といたします。